

No. 4 特別緑地保全地区の決定及び変更に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：2006-2025年度）に基づき、平成30年11月に策定した「横浜みどりアップ計画」（計画期間：2019-2023年度）における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

議第1283号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
今宿西町特別緑地保全地区	約 0.5ha	

(内容)

今宿西町特別緑地保全地区は、旭区中央部、相鉄本線鶴ヶ峰駅の北西約 2.2 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく緑地の指定や農地の保全・活用、公園の整備などにより、里山景観の保全・活用を総合的に図るとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、区内に残るまとまりのある樹林地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度に指定し、旭区の重要な資源である豊かな緑地を保全するとしています。

については、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1284号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
白根五丁目特別緑地保全地区	約 1.7ha	

(内容)

白根五丁目特別緑地保全地区は、旭区中央部、相鉄本線鶴ヶ峰駅の北西約 1.2 キロメートルに位置する市街化区域内の貴重な緑地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、帷子川流域に位置しており、樹林地や農地の保全により、源流の景観を保全するとともに、まとまりのある緑を確保するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、区内に残るまとまりのある樹林地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度に指定し、旭区の重要な資源である豊かな緑地を保全するとしています。

については、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1285号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	大柵町特別緑地保全地区	約 0.9ha	
旧	大柵町特別緑地保全地区	約 0.5ha	

(内容)

大柵町特別緑地保全地区は、都筑区中央部、市営地下鉄3号線センター北駅から南へ約400メートルに位置する市街化調整区域に残された風致景観に優れた貴重な緑地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、鶴見川の源・上流域に位置しており、樹林地・農地の保全と合わせて、緑地の担保量の向上や里山や谷戸の景観保全を進めるとしていません。

また、「横浜市都市計画マスタープラン都筑区プラン」において、早淵川沿いの斜面緑地について、特別緑地保全地区の指定等による良好な樹林地の保全・整備・活用に取り組むとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成27年2月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域に近接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。